

保育の中の子どもの声

—自分の声を聴きとられる心地よさ 多様な声を響きあわせるおもしろさ—

山梨大学名誉教授 加藤繁美

I 子どもは声をもった、社会を生きる主人公

1 子どもは意味をつくる主人公

2 口頭詩に見る子どもの心

※子どもたちは、自分の声を聴きとられながら、自分の心を育てていく

※子どもの声に耳を傾け、子どもの声に寄り添う保育＝リスニングの保育実践論

3 「保育虐待（不適切保育）言説」が広がる中で

4 背景にある「人権」(HUMAN RIGHTS)に関する鈍感さと教育の非対称的關係

本件の不適切保育をしたと考えられる保育者達の発言からは、子ども一人一人を尊厳ある存在として捉え、それぞれの個性と気持ちを尊重しながら日々保育をする、という保育観が不足していたように思われる。

その結果、子ども達を「教育」する対象ととらえ、支配的となり、また、保育者不足もあり、日々の「保育」を「回す」ことに重点が置かれていたのではないかと思われる。

子ども観、保育観の「教育的」「支配的」な面が強くなれば、保育者の意向にあわない子どもの行動に対するいら立ちの感情が保育者に生じることは想像に難くない。

こうした「保育観」が「不適切保育」を生み出す土壌となっていたと思わざるを得なかった。

残念ながら全国の少くない園で、「教育的」「支配的」な保育観に重点が置かれているように思われる。これだけ「不適切保育」が問題となっても、「不適切保育」が続く大きな要因は、この子ども観、保育観にもあるように思われ、これは本園だけの問題ではない。(東郷町・第三者委員会委員長)

5 保育における「子どもの声」を問い直す

II 子どもの声の新時代

1 「子どもの権利条約第12条」が求める保育

・子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。(第12条)

※ 自由に思いを語る権利 /聴きとられる権利/正當に重視される権利

2 子どもを権利条約が求める、新たな子ども一大人關係

・乳幼児期を未熟な人間が成熟した大人の地位に向かっていく「社会化」の時期としてもっぱらとらえる伝統的な考え方から転換することが必要である。条約は、最も若い子どもを含む乳幼児が、人としてありのままに尊重されることを要求している。乳幼児は、独自の興味・関心・視点を持った、家族・コミュニティ・社会の積極的構成員として認められるべきである。

(子どもの権利委員会一般的意見第7号)

※ 子どもを「社会化の対象」ともっぱらとらえる子ども観から転換

※ 子どもを「一人の人間」として尊重

※ 子どもを「一人の市民」として尊重

3 子どもは「社会化の対象」ではなく、「意味をつくる (meaning making) 主体」

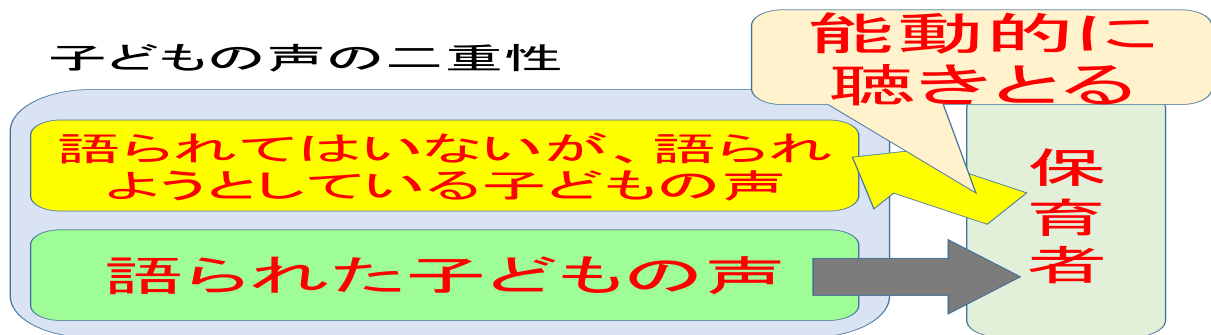
4 子どもの声を「人間の声」として聴きとるとは

- ・ 面白さと心地よさを求めて意味を作りながら生きる人間の声
他者との関わりに、参加・参画しようとする人間の声
他者との関係の中で、自分を変える力を持った人間の声

愛、謙虚さ、人間への信頼、これらがあってはじめて対話は水平的なものとなり、お互いの関係が本来の意味で深い「信頼」に満ちたものになることは当然である。愛に満ちていて、謙虚で、深い信頼に満ちているのに、お互いの深い信頼関係につながらないなどという矛盾はおこらない。

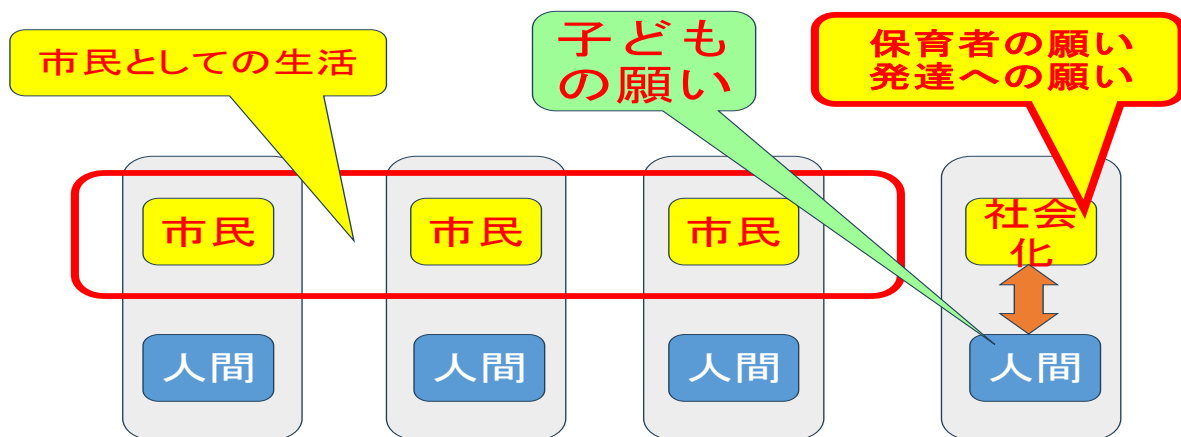
(パウロ・フレイレ『被抑圧者の教育学』)

※ 人間らしく自分を発達させる力、仲間とつながろうとする力 (現在の声⇒明日の声)



5 共感的態度、結論保留的態度、問い生成的態度

6 「人間の声」として発せられた子どもの声を「市民の声」として尊重する保育実践



Ⅲ 〈対話する主体〉の形成はプロジェクトと共に

1 プロジェクトとプログラム

※ ・プロジェクト: 目標のイメージを共有しているけれど、そこに至る道筋はわからない。その道筋を、試行錯誤しながら獲得していく活動

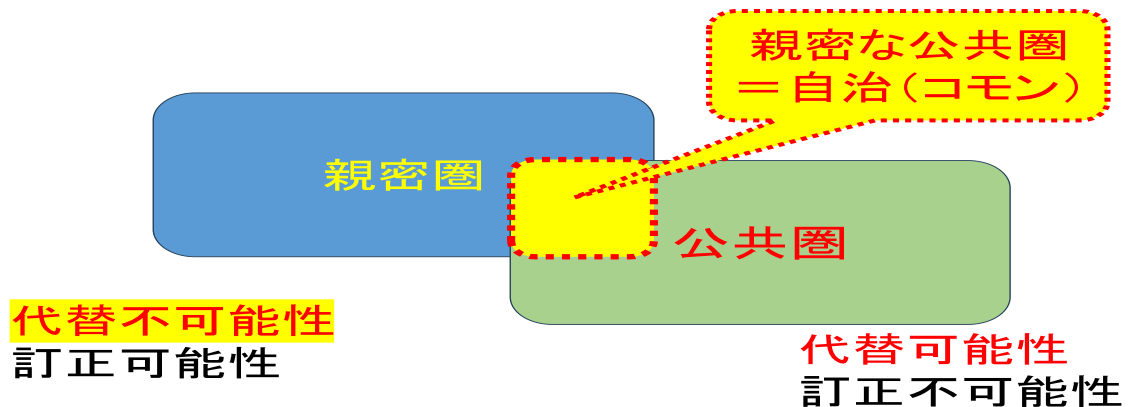
※ ・プログラム: 緻密に練られた計画通り進めば、それなりに目標に到達できる活動

子どもと一緒にいるということは、三分の一の確実性と三分の二の不確実性と新しさに働きかけることであることを知っています。三分の一の確実性は、私たちが理解させ、理解しようと試みさせます

2 「親密な公共圏」を生きる「対話する主体」を乳幼児から（自治と市民性の保育実践論）

「自治」とは、誰かが決めた既存の仕組みに服従している状態から脱却し、周りの人々と一緒に相談しながら、その仕組みを自分たち自身のものとしてとらえ、自分たちの手で工夫しながら組み替えていくことを指します。

言い換えれば、既存の仕組みの単なる「受益者」である状態から、その仕組みに自ら関与する「当事者」になり、その「当事者」であるという状態を維持していく不断の取り組みを、「自治」と呼びたいのです。
齋藤幸平+松本卓也（編）『コモンの「自治論」』（集英社）



3 「国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進」を掲げる「こども大綱」

- ① 「政策に関して意見を聞いてもらえている」（20.3%⇒70%）
1905件の意見を集め、大綱に反映⇒自治体にも求める
 - ② 「こどもまんなか社会の実現に向かっている」（15.7%⇒70%）
 - ③ 「自国の将来は明るい」（31%（18年）⇒55%）
 - ④ 結婚・妊娠・こども・子育てに温かい社会の実現にむかっている（27.3%⇒70%）
- ※ 子ども以上に、大人が「政策決定過程」に参画している実感が持てないでいる現実

4 保育が変える社会の未来

保育の社会化機能の発展過程

